平成２２年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	３５

府 省 庁 名　経済産業省

対象税目	個人住民税　法人住民税　事業税　事業税（外形）不動産取得税　固定資産税　事業所税　その他（　　）
要望項目名	金属鉱業等鉱害防止準備金制度の延長
要望内容（概要）	**・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）** 金属鉱業等鉱害対策特別措置法第７条第１項の規定に基づき、産業保安監督部長が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の鉱害防止積立金の積立額として通知した額について、鉱山の採掘権者又は租鉱権者が積立てを行った場合には、その積立額を限度に損金算入ができる本制度は、平成２２年３月３１日が適用期限となっている。 **・特例措置の内容** 当該制度の適用期限の延長について法人税において、当該措置が認められた場合、法人住民税法人割及び法人事業税についても同様の効果を適用する。（租税特別措置法第２０条、第５５条の５、第６８条の４４、同法施行令第１１条、第３２条の３、第３９条の７３、同法施行規則第２１条の４、第２２条の４６において措置された場合、国税との自動連動を図る。）
関係条文	地方税法第２３条第１項第３号、同法第７２条の２３第１項、同法２９２条第１項３号
要望理由	鉱害防止事業は、イタイイタイ病などの鉱害を防止する事業であり、鉱害防止積立金の積み立ては、本事業を確実に実施する資金を確保するためのものであるので、税制面での負担軽減措置は適正である。 また、制度創設（昭和４９年度）以来、３５年経過しているが、現在もなお稼行中の鉱山もあることから、引き続き、税制措置が必要である。
減収見込額	（初年度）　－　（　２　）　　（平年度）　－　（　２　）　　（単位：百万円）
地方税以外の措置　既存	・国税 当該制度。 ・融資、補助金その他 特になし。
地方税以外の措置　22年度の要望	・国税 当該制度。 ・融資、補助金その他 特になし。
過去の要望経緯	昭和４９年度に制度創設。以後２年おきに適用期限を延長。 直近では平成２０年度に適用期限を延長しているため、平成２２年３月３１日に適用期限を迎える。
本要望に対応する縮減案	